

(照会内容)

病院報告において、新型コロナウイルス感染症で入院した患者はどの病床に計上するのか。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたが、この位置付けの変更と合わせて、計上方法が変わるのか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更と合わせて、令和5年5月7日までと同年5月8日以降で計上方法が変わります。

以下のとおり計上してください。

**【令和5年5月分報告のうち同年5月7日まで】**

- ・新型コロナウイルス感染症（感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当）の患者は、感染症病床に入院させるべき患者であることから、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上すること
- ・患者数が許可（指定）病床数を上回る場合には、備考欄に上回った理由を記入すること  
（例1：感染症病床に新型コロナウイルス患者を受け入れているため、患者数が許可病床数を上回っている。例2：新型コロナウイルス感染症対応のため）

**【令和5年5月分報告のうち同年5月8日以降及び同年6月分報告以降】**

- ・新型コロナウイルス感染症（感染症法上の5類感染症に該当）の患者は、感染症病床に入院させるべき患者ではなくなることから、実際に入院している病床の種別（一般病床など）の患者として計上すること